

「ハ」ども家庭庁」とは

佐々木隆

プロローグ

認定「ども園は内閣府の指導のもとに設置されるようになり、「ども家庭庁は内閣府外局として設置された。事務的な内容については内閣府と厚生労働省が担つたいたものを始めたとしたものを一本化したものだが、日本政府が考える「ハ」どもについての考え方はずも明確なものではない。

一 「ハ」ども家庭庁」が目指すもの

「ハ」ども家庭庁は一体何をするのか。これを知るには、「ども家庭庁設置法における「ども家庭庁の任務を見ておきたい。

(任務)

第三条 「ハ」ども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「ハ」ども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及
11012年岸田内閣発足後、6月11日には「ども家庭庁設置法が成立し、11013年4月1日に「ども家庭庁が発足した。同時に「ども基本法も公布施行された。

幼稚園、保育所、小規模保育所、認定「ども園などいわゆる子育て支援にかかる所管がいわゆる省庁の縦割りの影響を受けていたが、果してこの新しい「ども家庭庁はどうなるか。

び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本と

(所掌事務) 第四条の一部も見ておきたい。

しきども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

二 前項に定めるもののほか、こども家庭庁は、同項の任務に関する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助ける」とを任務とする。

三 こども家庭庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

「こども」でもつとも注目しておきたいのは「こども」

の定義である。「心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）」とあることだ。さらに

第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関する」と（同法第六十九条第一項の規定による拠出金の徴収に関することを除く。）。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法

律第七十七号)に規定する認定、(レジ)も園に関する制度に関する」と。

四 (レジ)もの保育及び養護に関する」と。

五 (レジ)ものある家庭における子育ての支援体制の整備並びに地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保に関する」と。

六 (レジ)もの福祉のための文化の向上に関する」と。

七 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に関する」と。

「(レジ)でわかる」とは(レジ)も家庭庁が扱う(レジ)もとは「就学前の(レジ)も」が中心ということになる。(レジ)も家庭庁が就学前のこどもに関することをすべて取り扱うのかと言えば、現段階ではこれまで施行された法令等の関係から一部は除かれている」ともある。

三 「(レジ)も」とは何か

「(レジ)では「(レジ)も」「子(レジ)も」「子供」という表記について取り上げておきたい。筆者は以前『(レジ)ものための英米文学』(武藏野学院大学佐々木隆研究室、二〇一〇年二月)、『「(レジ)も学」を考える』(武藏野学院大学佐々木隆研究室、二〇一〇年五月)の中で「(レジ)も」「子(レジ)も」「子供」、またこれに加えて「児童」と言う表現がある」とに言及した。この時に英語ならば“child”で済むものが日本語にした時に大きな波紋を呼び起こしていることを指摘した。(二)また、大きな枠組みの変更として二〇一八年六月十三日、民法の成年年齢を二〇歳から十八歳に引き下げの改正が公布され、二〇一二年四月一日より施行された。以降、法律上の定義を見ておきたい。

子ども・子育て支援法

(定義) 第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(定義) 第二条 この法律において「子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「「子ども施策」とは、次に掲げる施策その他の「子どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期

の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる「子ども」の健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他の「子ども」の養育環境の整備

(定義) 第二十二条 この法律において「子ども手当の支給に関する法律」とは、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

(定義) 第二十三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にある者をいう。

「」ども基本法（令和五年四月一日公布）

（定義）第二条 この法律において「」ども

「」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
2 この法律において「」ども施策」とは、次に掲げる施策その他の「」どもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われる「」どもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
三 家庭における養育環境その他の「」どもの養育環境の整備

歳、十八歳が明記され、これ以外の表現として「小学校就学の始期に達するまで」とあり、「」ども基本法では「心身の発達の過程にある者」とあり、年齢+αの部分を視野に入れていることになる。ヤングケアラーなどが「」こに含まれることになるのだろう。

法令的には「子」ども」「」ども」とばらつきがあり、「子供」の表現はないようだ。もつとも親子関係で言えば、「」どもは年齢に関係なく、いつまでも「」ども」といふことになる。

四 「児童」とは何か

「児童」についても法律でもばらつきがある。

児童福祉法

「」ども」を年齢的に定義しようとすると、十五

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満

たない者をいい、児童を左のように分ける。

二〇一二年四月一日に改正された。

一 乳児 満一歳に満たない者

二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

(定義)

第二条 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(定義) 第六条

3 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

法律上の「」ども」の定義と同様に、年齢が十八歳、一〇歳とばらつきがある。十八歳成人と民法が改正されたことから、成人との関係も気になるところだ。日本では法律上に「少女」も「少年」の中に含まれる解釈となつており、その少年法も

この部分は変わらないが、十八・十九歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、十七歳以下の少年とは異なる特例を設けた。未成年はすべて「児童」という幅広いものもある。母子及び父子並びに寡婦福祉法については令和四年法律第五十二号による改正）、すなわち令和四年六月二十二日施行でも民法改正と不整合な状態であるようだ。これは「e-Gov 法令検索」で公開されているところである。

五　国はどのように「こども」を育てたいのか

日本国憲法では日本をどのような国にしたいのか、教育基本法では国は「こどもをどのように教育し、どのような国民を養成したいのかが示されることになる。そうであるならば、「こども家庭庁の設置に伴う」、「こども家庭庁設置法では単に行政的なことだけでなく、どのような「こどもを育てるために、どのような支援するのか、そのために国はどういうことをするのかを明らかにするべきではないだろうか。すでに取りあげているが、これには同法の（任務）第三条が重要だろう。

（任務）

第三条　「こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することの

できる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、「こども及び「こどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他「こどもの健やかな成長及び「こどものある家庭における子育てに対する支援並びに「こどもの権利利益の擁護に関する事務を行う」とを任務とする。

筆者が注目したいのは下線部と一重下線部である。「国はどのような子どもを育てたいのか」という事は示さず、子育ての中心は家庭である」と、こども家庭庁は「事務を行う」とを任務とする」という点だ。本来は幼稚園や保育所、認定「こども園などの子育て支援を担う幼稚園教諭、保育士などを統合できるような仕組みを作り上げ、就学前

の「こどもを一括管理する」「こども省」のようなもの想像していたが、様子は全く異なるようだ。結

局は文部科学省、厚生労働省、内閣府、警察庁などと相変わらず縦割りでの「こども支援行政が統ど相変わらず縦割りでの「こども支援行政が統

く」として、それを事務部門だけを「こども家庭
府が担う」というものになるのは理解しにくいく
ころだ。

「こども家庭庁のホームページによれば「政策
分野」として取り組んでいる内容は以下の通りで
ある。抜粋して紹介する（）

「こどもまんなか社会の実現のため、各分野にお
いて取組を進めています。主な分野の取組状況
は以下のとおりです。

- 一 「こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、
「こども基本法の着実な施行
- 二 「こども大綱の推進

「こども基本法

「こどもの意見聴取と政策への反映

「こども若者★いけんぶらす」について

「こどもデータ連携実証事業

一 「こどもが健やかで安全・安心に成長できる

環境の提供

「こども・子育て支援制度

「こども・若者育成支援

保育

「こどもの居場所づくり

「こども・若者育成支援

「こどもの安全

三 青少年の安全で安心な社会環境の整備

「じられる社会の実現、少子化の克服
少子化対策

母子保健・不妊症・不育症など

妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一體的実施（出産・子育て応援交付金）

エピローグ

令和五年四月一日、「」ども家庭庁が設置された。

これは岸田政権の少子化対策の切り札的な政策の一環として見える形でのアピールでもある。実質的にどのように機能していくかは今後の動向を見なければならない。これまでおもに厚生労働省がすすめていたものを、内閣府が直接関与できるものとなつたことが大きな変化とも言えるかもしれない。最後に国はどのような「」ども」を育てたいのか、そして、家庭の果たす役割は何のか、国ははつきりと示すべきではないのだろうか。

前提として「」ども」の定義がいまひとつはつきりしない。「」ども家庭庁の考え「」ども」の定義もそうであるが、国として「」ども」をどう考えるかがはつきりしないのである。また、労働力不足から家庭にいる主婦も社会へ、そして子育てす

科学的研究事業

社会的養護

児童虐待防止対策

ひとり親家庭等関係

障害児支援

「」ども家庭庁におけるいじめ防止対策

「」ども家庭庁におけるいじめ防止対策

「」ども貧困対策

ヤングケアラーについて

今後注目すべきは今年の秋口にまとめるという「」ども大綱」である。

る母親を支援するのが国の役割としているが、めでたす子育て、家庭教育とはどのようなものなのかを国として示すべきではないだらうか。時代も変わり、これまでの「良妻賢母」的なイメージは不要といふべきなのであらうか？

注

(1) 『ハラルドのための英米文学』(武藏野学院大学佐々木隆研究室、1991年1月)、五
～七頁。

(1) 「ナレルの家庭」(<https://www.cfa.go.jp/policies/>) (1991年1月アクセス)

新型コロナも二類から五類へとその扱いも変り、世の中もいわゆるアフターコロナに入っています。しかし、ロシアとウクライナの間での戦闘状態も一年以上続き、広島G7ではゼレンスキー大統領も参加するなど、大きなサプライズがあつた。現職のアメリカ大統領が広島の原爆資料館を見学するなど、これまででは考えられなかつたことも起きている。固定観念を持たないほうがよいだろう。

個人的にはCHATGPTの行方が気になるところである。日本はこれを容認するような政府の見解が出ているが、この危うさをどう考えているのか、今後動向に着目していきたい。（佐々木）

一一〇一三年一〇月中

第三十九号の執筆調査

一一〇一三年十二月中

原稿締切

一一〇一四年一月三〇日

第三十九号発行

一一〇一四年五月中

第四十号の執筆調査

一一〇一四年六月中

原稿締切

一一〇一四年七月三〇日

第四十号発行

執筆者（掲載順）

梅田 紘子（武藏野学院大学・大学院兼任講師）
佐々木 隆（武藏野学院大学大学院教授）

令和五年七月三十日発行

発行者 林 猛

編集人 佐々木 隆

発行所 むらおさ同人会

武藏野学院大学 林猛研究室

郵便番号 三五〇-一三三八

埼玉県狭山市広瀬台三丁一六一

電話 ○四二九五四六一三一

光版社印刷株式会社

郵便番号 三五〇-一三〇五

埼玉県狭山市入間川三丁三一三

電話 ○四二九五二二三五八

印刷所